

議案第6号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の45の項事務の欄中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）」を「額」に改め、同欄第1号ア中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に、「第5条第1項」を「第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（同条第3項に規定する確認書をいう。以下この項において同じ。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項」に、「登録住宅性能評価機関の技術的審査」を「住宅性能評価書をいう。）の交付」に改め、同号ア（ア）中「12,800円」を「16,400円」に改め、同号ア（イ）中「12,800円」を「16,400円」に改め、同号ア（ウ）中「1戸につき次」を「次」に、「額を同時に申請する住戸の数で除して得た額」を「額」に改め、同号ア（ウ）a中「25,100円」を「31,100円」に改め、同号ア（ウ）b中「41,400

円」を「50,400円」に改め、同号ア（ウ）c中「73,300円」を「91,500円」に改め、同号ア（ウ）d中「111,700円」を「136,000円」に改め、同号ア（ウ）e中「179,000円」を「209,300円」に改め、同号ア（ウ）f中「280,900円」を「335,500円」に改め、同号ア（ウ）g中「344,400円」を「417,300円」に改め、同号イを削り、同号ウ（ウ）中「1戸につき次」を「次」に、「額を同時に申請する住戸の数で除して得た額」を「額」に改め、同号ウを同号イとし、同欄第2号ア中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書の交付」に改め、同号ア（ア）中「16,900円」を「22,300円」に改め、同号ア（イ）中「16,900円」を「22,300円」に改め、同号ア（ウ）中「1戸につき次」を「次」に、「額を同時に申請する住戸の数で除して得た額」を「額」に改め、同号ア（ウ）a中「31,500円」を「40,600円」に改め、同号ア（ウ）b中「53,200円」を「66,800円」に改め、同号ア（ウ）c中「84,100円」を「111,300円」に改め、同号ア（ウ）d中「142,100円」を「178,500円」に改め、同号ア（ウ）e中「227,400円」を「272,900円」に改め、同号ア（ウ）f中「382,000円」を「463,900円」に改め、同号ア（ウ）g中「479,500円」を「588,800円」に改め、同号イ（ウ）中「1戸につき次」を「次」に、「額を同時に申請する住戸の数で除して得た額」を「額」に改め、同欄第3号ア中「からウまで」を「若しくはイ」に改め、同表46の項事務の欄中「場合」を「場合及び同条第3項の規定による管理者等が選任された場合」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「からウまで」を「若しくはイ」に改め、同表56の項を同表57の項とし、同表55の項金額（1件につき）の欄中「54の項」を「55の項」に改め、同項を同表56の項とし、同表54の項を同表55の項とし、同表53の項金額（1件につき）の欄中「51の項」を「52の項」に改め、同項を同表54の項とし、同表52の項金額（1件につき）の欄中「51の項」を「52の項」に改め、同項を同表53の項とし、同表51の項を同表52の項とし、同表50の項金額（1件につき）の欄中「49の項」を

「50の項」に改め、同項を同表51の項とし、同表中49の項を50の項とし、48の項を49の項とし、47の項を48の項とし、同項の前に次の1項を加える。

| | | | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 47 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 | 182,000円 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------|

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定事務等に係る手数料の額を改定するため、及び認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可に係る手数料を徴収するため、並びに所要の条文整備を行うため、本案を提出する。